
ダイワファンドラップオンライン投資一任契約書

(兼 金融商品取引法第 37 条の 4 に定める契約締結時交付書面)

本契約書は、同時に交付するダイワファンドラップオンライン投資一任契約書細則とあわせて保管してください。

大和証券

Daiwa Securities

ダイワファンドラップオンライン投資一任契約書

この書面は「金融商品取引法」第 37 条の 4 に基づき金融商品取引契約が成立したときに遅滞なくお客様にお渡しする「契約締結時交付書面」と投資一任契約書を兼ねています。

大和証券株式会社(以下、「弊社」といいます。)は、この契約に係る資産管理機関としてお客様の資産を管理します。

また弊社は、金融商品取引法に基づき顧客資産の分別管理を行っており、分別管理の適正な実施について定期的に監査法人等から外部監査を受けています。

お客様と弊社は、ダイワファンドラップオンラインサービス約款に基づく運用サービスの利用を目的としたお客様からの預り資産(以下、「契約資産」といいます。)の運用について、以下のとおりダイワファンドラップオンライン投資一任契約(以下、「本契約」といいます。)を締結します。

(本契約の目的)

第 1 条 本契約により、お客様は契約資産の運用に関し、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部を弊社に一任し、弊社はこれを引き受けます。

(投資権限の委任)

第 2 条 お客様は弊社に対し、前条に規定する投資判断に基づいた投資を行うのに必要な一切の権限を委任します。弊社は委任された権限を行使するに当たって、法令の規定及び本契約(本契約締結に合わせて別途お客様と弊社の間で締結するダイワファンドラップオンライン投資一任契約書細則(第 8 条による変更後のものを含み、以下「細則」といいます。)を含みます。)を遵守します。

(一任の対象とする有価証券の範囲)

第 3 条 本契約において対象とする有価証券の範囲は、金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号に規定される「投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券」とし、かつ、対象となる受益証券に係る投資信託、外国投資信託は、いずれも所得税法第 2 条第 1 項第 13 号に定義される証券投資信託に該当するものとします。

(投資の方法及び取引の種類等)

第 4 条 弊社が本契約に基づき行う投資の方法及び取引の種類等は次のとおりです。

- (1) 弊社は、本契約第 14 条に定める投資判断者をして、お客様が指定する運用スタイルに基づき、個別運用の方法で投資判断及びその実行をなすものとします。
- (2) 取引の種類(執行方法)は、以下のとおりとします。
 - ① 公社債投資信託(所得税法第 2 条第 1 項第 15 号)の場合
買付けにつきましては設定で行います。売付け(換金)につきましては解約請求による執行のみとします。
 - ② 上記①以外(以下「株式投資信託」)の場合
買付けにつきましては設定で行います。売付け(換金)につきましては、細則で定める解約請求と買取請求のいずれかの方法で執行します。
- (3) 本条第 1 号の「運用スタイル」とは、契約資産の運用に当たっての「運用スタイルの種別」及び「投資対象の選択」の組み合わせによって決まる方針をいいます。このうち「運用スタイルの種別」とは、リスク許容度及び収益性それぞれの重視度合いに応じた基本方針をいい、本条第 5 号記載のとおりとなります。また「投資対象の選択」とは、投資の対象となりうる資産クラス及び契約資産に占める各資産クラスの割合の決定をいいます。
- (4) 弊社が契約資産の運用に当たって投資する投資対象銘柄は、細則に定めるものとします。
- (5) 運用スタイルの種別は次のとおりです。

運用スタイルの種別	基本運用方針
より積極	リスク水準をより高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。
積極	リスク水準を高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。
やや積極	リスク水準をやや高位に保ち、収益獲得を目指した運用を行います。
バランス	リスク水準を中位に保ち、安定性と収益性を均衡させた運用を行います。
やや安定	リスク水準をやや低位に保ち、安定的な収益獲得を目指した運用を行います。
安定	リスク水準を低位に保ち、安定性を重視した運用を行います。
より安定	リスク水準を低位に保ち、より安定性を重視した運用を行います。

(6) 株式投資信託はいずれも「分配金支払いコース」(分配金は再投資されず、お客様に金銭で支払われます。)のみの設定となります。

(投資一任契約に基づくサービスの内容)

第5条 弊社がお客様に対し提供すべき本契約に係るサービスの内容は次のとおりです。

- (1) お客様から付与された権限に基づき、契約資産の運用及び運用に伴う有価証券の売買その他の取引を行うこと。
- (2) 契約資産の運用状況について、法令の定めに従い、お客様に対し定期的な報告(運用報告書を3か月ごとに交付)を行うこと。

(同意事項)

第6条 弊社が前条第1号に定める有価証券の売買その他の取引を行うに当たり、お客様は次に掲げる事項について同意したものとします。

- (1) 弊社がお客様の利益に資すると判断した場合、弊社は法令の制限内において、弊社の関係会社が設定する投資信託を契約資産の時価総額を上限として組入れ又は売却する場合があること。
- (2) 前号でいう弊社の関係会社は、次に掲げる会社とします。
 - ①大和アセットマネジメント株式会社
 - ②三井住友DSアセットマネジメント株式会社
- (3) 本条第1号に係る組入れ又は売却を行った場合、お客様に対する事後の速やかな開示を要しないこと。
- (4) 本条において定める同意事項については、第8条第1項の規定にかかわらず、お客様からの申出によりその内容を変更できないこと。

(契約金額等)

第7条 契約資産の額(以下、「契約金額」といいます。)及び次に掲げる事項については、細則に定めるものとします。

- (1) 運用スタイル。
- (2) 運用スタイルにおける資産クラス及び資産クラスごとの投資対象銘柄。
- 2 お客様は次条に定める手続きに基づき、主口座内での金銭から契約資産への振替又は契約資産から金銭への振替の方法によって契約金額を随時変更(以下、「契約金額の変更」といいます。)することができるものとします。
- 3 契約金額の変更において、主口座内の金銭から契約資産への振替を伴う契約金額の変更(以下、「契約金額の増額」といいます。)がなされた場合、契約資産の額は、お客様が指定する変更の効力発生日の前日における契約資産の時価評価額(契約資産を構成する投資信託の受益証券の時価評価は各営業日における基準価額により行うものとし、以下同様とします。)に契約資産へ振替えられた額を加算した額に読み替えられるものとします。
- 4 契約金額の変更において、契約資産の一部について主口座内で金銭への振替を伴う契約金額の変更(以下、「契約金額の減額」といいます。)がなされた場合、契約資産の額は、主口座内で契約資産から金銭への振替がなされた日の前日における契約資産の時価評価額から、主口座内で契約資産から金銭に振替えられた額を控除した額に読み替えられるものとします。
- 5 本条第1項に関わらず、第16条第1項に定める本契約の更新があった場合、契約金額は更新が行われた日の前日において契約資産の時価評価した額に読み替えられるものとします。

(契約内容の変更)

第8条 お客様は、契約内容の変更を行う意向がある場合、弊社所定の方法及び条件に従って、本契約内容の変更を申出ることができるものとします。

- 2 弊社は、お客様が前項に基づく契約内容の変更を申出られた場合、当該変更の効力発生日以降遅滞なく変更後の追補を作成し、お客様に通知することとします。
- 3 お客様よりお申出の変更内容が契約金額の増額の場合、効力発生日はお客様が指定する運用開始日(本項におい

て「増額分運用開始日」といいます。)とします。ただし、かかる効力発生は、以下の各号がいずれも充足されたことを条件とします。

- (1) 増額分運用開始日の前営業日までに、弊社が当該契約金額の増額について、お客様から弊社所定の方法により撤回の申出を受理していないこと。
- (2) 増額分運用開始日の前営業日において、弊社が主口座において増額金額に相当する額の資金を確認できたこと。
- 4 お客様よりお申出の変更内容が契約金額の減額の場合、効力発生日は主口座内で契約資産から金銭への振替がなされた日とします。ただし、契約金額の減額をなす旨の申出は、運用開始日から3か月後の応答日の前日までは行うことができないものとします。
- 5 お客様よりお申出の変更内容が運用スタイルの変更の場合、効力発生日は当該お申出を弊社が受理した日の属する月の翌月1日とし、弊社は同日より変更後の運用スタイルでの運用を行うものとします。ただし、運用開始日の属する月の末日まではかかる運用スタイルの変更は行うことができないものとします。
- 6 お客様よりお申出の変更内容が契約金額の増額又は減額の場合、当該変更の効力発生日から、新たな契約金額の増額又は減額のお申出ができるものとします。

(定期積立サービス)

第8条の2 お客様は、本契約の範囲内で、毎月弊社所定の日を運用開始日(以下、「定期積立サービス運用開始日」といいます。)として、定期的(毎月1回、契約金額の増額日(以下、「積立日」といいます。))は弊社所定の日)に、契約金額の増額を行うサービス(以下、本サービスを「定期積立サービス」といいます。)を、弊社所定の方法により、お申込みいただけるものとします。

- 2 お客様は、定期積立サービスのお申込みに当たり、定期的な契約金額の増加額(以下、「積立金額」といいます。)を、弊社所定の方法の中から指定できるものとします。
- 3 お客様は、定期積立サービスの申込内容を、弊社所定の方法により変更又は撤回できるものとします。お客様よりかかるお申出があった場合、効力発生日は当該お申出を弊社が受理した日の翌営業日とし、効力発生日以降の最初に到来する積立日において、当該変更又は撤回の条件を適用するものとします。
- 4 定期積立サービス運用開始日の前営業日において、弊社が主口座において積立金額に相当する額の資金を確認できなかった場合、当該月の定期積立サービスに基づく契約金額の増額は行わないものとします。
- 5 第8条第6項にかかわらず、お客様が第8条に基づく契約金額の増額又は減額をお申出され、当該増額又は減額の効力発生日を迎えていない場合でも、本条に基づく定期積立サービスによる契約金額の増額が生じるものとします。
- 6 第7条第1項並びに本条前各項にかかわらず、本契約の契約締結日にお客様が定期積立サービスに申込を行い、かつ運用開始日を初回の定期積立サービス運用開始日とする場合、初回の積立金額を契約金額とします。
- 7 前各項に定める契約金額の増額が長期間連続して行われなかった場合その他定期積立サービスを継続しがたいと弊社が判断した場合、弊社は定期積立サービスのお申込みが撤回されたものとみなすことができるものとします。

(忠実義務)

第9条 弊社は本契約に基づく投資一任業務の遂行に当たっては、お客様のために忠実にこれを行わなければならないものとします。

(秘密保持)

第10条 弊社は本契約に関連して知り得たお客様の情報について、法令に従って秘密を厳守するものとします。お客様は弊社の提供する本契約に基づくサービスの内容を第三者に漏らし、又は弊社の承諾なく第三者と共同してこれを利用しないものとします。

(報酬)

第11条 お客様は、弊社が提供する本契約に基づくサービスの対価として、契約金額及び契約資産の時価評価額に応じて算出する投資顧問料及び取引等管理手数料並びに当該料金にかかる消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)の合計額(以下、「ファンドラップオンライン・フィー」といいます。)を弊社に対し支払うものとします。

- 2 ファンドラップオンライン・フィーの徴収方式は、契約資産の中からファンドラップオンライン・フィーを引き落とす「契約資産内枠徴収方式」とします。

(報酬の額及び支払の時期)

第12条 ファンドラップオンライン・フィーの額は、次の通りとします。

- (1) 初回契約時は契約金額、その後は直近の計算期間の末日における契約資産の時価評価額に、それぞれ下記の料率を乗じ、当該計算期間の日数を365日で除して得られた数字を乗じた額とします(契約期間内に閏日を含む場合

は、計算期間の日数を 366 日で除すものとし、以下本項において同様とします。)

- (2) 契約金額の増額がなされた場合には、当該変更の効力発生日が属する計算期間に係るファンドラップオンライン・フィーの額は(i)直近の計算期間の末日における契約資産の時価評価額に下記の料率を乗じた額に、当該計算期間の初日から(当日を含みます。)当該計算期間末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額に、(ii)当該変更によって生じる増加額に、当該変更後の契約資産の時価評価額を基準とした下記料率を乗じた額に、当該変更の効力発生日から(当日を含みます。)当該計算期間の末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額を加えた額とします。

記

ファンドラップオンライン・フィー合計(年率)			
	うち投資顧問料	うち取引等管理手数料	うち消費税
1.10%	0.21%	0.79%	0.10%

- 2 本契約における計算期間は、以下のとおりとします。(各計算期間の初日はいずれも当該計算期間に含まれるものとします。)

- (1) 本契約の締結後初回の計算期間

細則に定める運用開始日(以下、「運用開始日」といいます。)から運用開始日(当日を含みます。)以降初めて到来する3・6・9・12月のいずれかの末日まで。

- (2) 上記(1)以降の計算期間

直近の計算期間末日の翌日(以下、「起算日」といいます。)から起算日が属する月の翌々月末日まで。

- 3 お客様によるファンドラップオンライン・フィーの支払期限は、本契約の締結時については運用開始日まで、その他の場合については、各計算期間の初日から 15 営業日以内(当該計算期間の初日を含みます。)とします。ただし、契約金額の増額がなされた場合に当該計算期間におけるファンドラップオンライン・フィーに生じる増加額に関しては当該契約変更の効力発生日とします。
- 4 ファンドラップオンライン・フィーのお支払いは、前項に定める支払期限の末日までに、契約資産を換金の上、契約資産の中から自動引落で行われます。
- 5 お客様が計算期間中に契約金額の減額を行った場合、又は本契約が終了した場合でも、当該計算期間に係るファンドラップオンライン・フィーについて、その全部又は一部が免除され若しくは返還されることはないものとします。
- 6 お客様からの契約終了のお申出を弊社が受理した場合は、お客様は係る受理の翌日以降(当該翌日を含みます。以下本項において同じ。)に新たに始まる計算期間についてのファンドラップオンライン・フィーを支払う義務を負わないものとします。また、お客様からの契約金額の減額のお申出を弊社が受理した場合は、お客様は係る受理の翌日以降に新たに始まる計算期間における主口座内の契約資産から金銭への振替額に対応するファンドラップオンライン・フィーを支払う義務を負わないものとします。
- 7 お客様は、ファンドラップオンライン・フィーの他に、投資対象である投資信託の信託報酬等が当該投資信託に係る信託財産から控除されることを確認し、本契約の締結をもってこれを了解するものとします。

(運用責任等)

第 13 条 弊社は本契約に従い忠実に契約資産を運用した結果お客様に生じた損失の負担又は本契約の遂行に関し、お客様に対する特別の利益の提供は行いません。また、お客様は弊社にこれを求めることはできません。

- 2 弊社は、弊社の責に帰さない事由により運用を行うことが出来なかった場合、お客様に生じた損失についての責を負いません。また、災害などの不可抗力により運用を行うことが出来なかった場合も同様とします。

(投資判断者)

第 14 条 本契約に基づく投資判断者は次のとおりです。

投資顧問事業部に所属する者

(変更等通知)

第 15 条 お客様は、弊社への届出事項に変更が生じた場合には、当該届出事項につき、遅滞なく、弊社所定の手続きにより届出なければならないものとします。

- 2 前項の届出の際、お客様は、弊社が必要と認める書類を提出しなければならないものとします。

- 3 弊社は、第 1 項に定める届出がなされる前に、お客様に届出事項の変更に起因する損害が発生した場合には、弊社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

(契約期間等)

第16条 本契約の契約締結日から契約締結日以降4回目に到来する3・6・9・12月のいずれかの末日までを本契約の契約期間とします。契約期間終了日までにお客様又は弊社から申出がない場合、本契約は自動的に1年更新され、その後も1年ごとに自動更新されます。

2 本契約は、以下の各号がいずれも充足されたことを条件に効力を発生します。

- (1) 運用開始日の前営業日までに、弊社がお客様から本契約締結について、弊社所定の方法による撤回の申出を受理していないこと。
- (2) 運用開始日の前営業日において、弊社が主口座において契約金額に相当する額の資金を確認できたこと。

(契約の終了)

第17条 お客様は、前条の契約期間中といえども、弊社所定の方法にて申出を行うことにより、本契約を終了することができます。この場合、弊社はおお客様の申出を弊社が受理した日から本契約終了の手続きを開始するものとし、本契約は弊社がお客様に契約資産の返還を完了した日に終了することとします。ただし、お客様は契約締結日から3か月後の応答日の前日までは契約終了の申出をなすことはできないものとします。

2 弊社は、お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合又は本契約のいずれかの債務の履行を怠った場合には、本契約を終了することができます。

3 お客様が死亡した場合又は非居住者になった場合、弊社は弊社がその事実を確認した時点で速やかに契約終了手続きを開始し、契約資産の全てを換金して金銭にてお客様の主口座において返還します。

4 弊社は、お客様に次に掲げる事由の一が生じた場合には、何ら催告することなく、本契約を終了することができます。

- (1) 本契約の履行が不能となった場合。
- (2) 支払の停止又は仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があった場合。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (5) 反社会的勢力であることが判明した場合。
- (6) その他本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合。

(契約資産の返還)

第18条 弊社は、本契約を終了する場合、契約資産の全てを換金し金銭にてお客様の主口座において返還します。弊社が法令上の要請などに照らし必要又は適切と認める場合を除き、弊社はおお客様に有価証券の状態での契約資産の返還を行うこと(次項において「現物返還」といいます。)はできません。

2 契約資産の返還日は、弊社による保有証券(現物返還対象となるものを除きます。)の換金が全て完了した日とします。弊社が返還を行うべき資産額は、本契約において有していた契約資産全てとします。

(法令遵守)

第19条 弊社は、本契約の定める義務の履行に際しては、本契約に定める事項のほか、金融商品取引法その他の関連法令を遵守します。

(契約の変更)

第20条 本契約は、法令の変更、金融商品取引業協会、金融商品取引所の諸規則及び事務ガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により弊社が必要と認めた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、弊社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、お客様と弊社で誠意を持って協議し、決定するものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第22条 本契約の解釈及び適用は、日本法に準拠するものとします。また本契約に関し紛議が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会